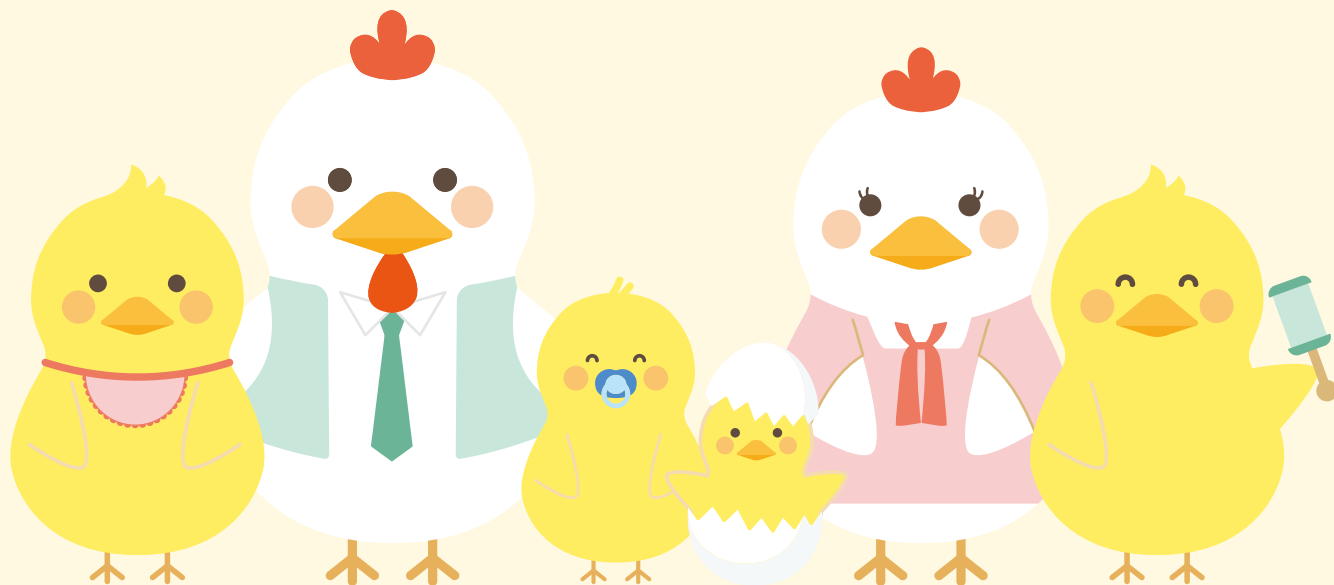


働くパパママ育業応援奨励金



働くパパコースNEXT※

合計15日以上
の育業 **25万円~330万円**取組により **最大410万円**

🐣 奨励金額がアップしました 🐣

もっとパパコース

2人がそれぞれ合計30日以上
の育業 + 複数の職場環境整備実施 **80万円**3人目以降5人まで
1人につき30万円加算 **最大170万円**

働くママコースNEXT※

合計1年以上
の育業 **125万円**取組により **最大165万円**

🐣 奨励金額がアップしました 🐣

パパと協力! ママコース

合計6か月以上1年未満の育業

100万円

※働くパパコース・働くママコースは「働くパパコースNEXT」「働くママコースNEXT」へそれぞれ名称を変更しました

対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる企業等 ※企業規模はコースごとに異なります。裏面をご確認ください

事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

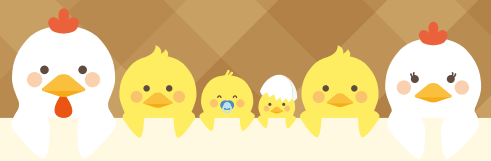
申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月经過した翌日から2か月以内

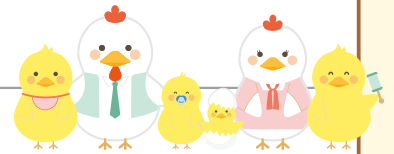
※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育業のうち最も復帰日が遅い育業が「対象となる育業」となります
※HPに掲載の「申請期限日一覧」を必ずご確認ください**過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!**

※申請コースが異なる場合は原則申請可能 (ただし、令和6年度働くパパコースともっとパパコースの両方を申請することはできません)

奨励金の概要



コース名	働くパパコースNEXT (従業員数300名以内)	働くママコースNEXT (従業員数300名以内)
奨励対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○合計15日以上の育業 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1について、1つ以上実施したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○合計1年以上の育業 ○面談、情報提供の実施 ○育児・介護休業法に定める制度を上回る取組※2について、令和6年4月1日以降、就業規則に整備したこと
NEW 加算となる取組	育業を支える同僚への応援手当の支給など、従業員の育業を後押しする取組等を1つ実施するごとに20万円の加算	
	<ul style="list-style-type: none"> ①管理職が育業のロールモデルとなり、職場での発信による育業の環境づくり促進 ②パパ向け育業マニュアルの作成、育業メンター制度の整備 ③育業を支える同僚を評価する制度の導入、表彰制度の整備 ④育業を支える同僚への応援手当の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ①育業を支える同僚を評価する制度の導入、表彰制度の整備 ②育業を支える同僚への応援手当の支給
奨励金額	<p>25万円~330万円</p> <p>合計15日:25万円 合計30日:55万円 (以降15日ごとに27.5万円加算)</p> <p>取組により 最大410万円</p>	<p>125万円</p> <p>取組により 最大165万円</p>



コース名	もっとパパコース (企業規模不問)	パパと協力!ママコース (従業員数300名以内)
奨励対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の従業員がそれぞれ合計30日以上育業 ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1について、令和6年4月1日以降に複数実施したこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○合計6か月以上1年未満の育業 ○育業促進等に関する取組計画の作成 ○パパが合計30日以上育業(取得予定でも可)
奨励金額	<p>合計30日以上育業2人 80万円 (3人目以降5人までひとりにつき30万円加算)</p> <p>最大170万円</p>	<p>100万円</p>

※1「育児・介護休業法に基づく環境整備」

ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口の設置)

ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と

育児休業取得促進等に関する方針の周知

※2「育児・介護休業法に定める制度を上回る取組」

ア 育児休業期間の延長

イ 育児休業延長期間の延長

ウ 有給の看護休暇の導入

エ 看護休暇の取得日数の上乗せ

オ 時間単位の看護休暇(中抜けあり)の導入

カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉



公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL.03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

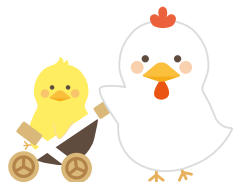
令和6年4月作成

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。